

新分野にチャレンジする 事業者を応援します!

～新分野進出チャレンジ補助金～

市では、長期化する新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるため、新分野にチャレンジする事業者へ補助金を交付します。

対象者 市内の中小企業者等
(製造業に限る。3件程度)

補助金額 上限100万円

補助率 補助対象経費の2分の1

対象事業 令和3年4月1日以降に実施する事業で、ウィズコロナ時代にふさわしい新事業への進出に係るもの

※国(中小企業庁)の「事業再構築補助金」との併用はできません。

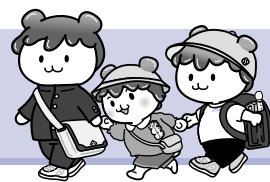
申請期限 7月30日(金)

申請手続 交付申請書(市HPに掲載)に関係書類を添えて、郵送または窓口にて申請してください。

審査の上、補助対象事業者を決定します。

産業支援課 ☎25-5208

こども課からのお知らせ



〈児童手当制度〉

この制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成および資質の向上を図るためのものです。

児童手当を受けるためには、申請が必要です。申請が遅れますと遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

支給対象 生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。

※所得制限があります。

※公務員の方は、勤務先からの支給となります。

支給時期 毎年6月・10月・2月にそれぞれ前月分まで(4カ月分)が支払われます。

支給月額 **3歳未満** 一律 15,000円

3歳以上小学校修了未満

第1・2子 10,000円 **第3子以降** 15,000円

※第3子以降とは、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童のうち、3番目以降の子をいいます。

中学生 一律 10,000円

所得制限による特例給付の場合 一律 5,000円

現況届の提出 6月1日現在、手当を受給している方は毎年6月中旬に「現況届」の提出が必要です。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

該当する方にはご案内を郵送しますので、内容確認の上、提出してください。

☎こども課 ☎25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0865 荒川 ☎54-2116

手話で

〇〇をやってみた!

ろう学校 県内には、「ろう学校」が2つあります。大宮と坂戸。秩父地域の子どもは坂戸に通いますが、遠いので寄宿舎に入る子が多いです。

解説動画はこちら!



「好き」

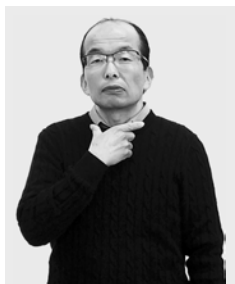


「きれい」



いろいろなことばを手話でやってみます!
上のQRコードを読み込んで、手話動画もぜひご覧ください。

「好き」



のどに向けた右手2指を前斜め下へ引きながら閉じます。

「きれい」



のどに向けた右手2指の指先を上に向けて開きながら前へ出します。